

市民後見推進事業の概要

市区町名	川越市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人川越市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人養成のための研修の実施</p>
事業内容	<p>(研修の名称)</p> <p>「市民後見人養成講座（基礎編）」</p> <p>「フォローアップ研修」</p> <p>(研修対象者)</p> <p>市民後見人養成講座（基礎編）：市内在住の20歳以上の方</p> <p>フォローアップ研修：平成24年度、平成25年度市民後見人養成講座 修了者</p> <p>(研修カリキュラム)</p> <p>市民後見人養成講座：厚生労働省のカリキュラムに準じて実施 基礎編 6日（35単位）</p> <p>フォローアップ研修：書類作成演習、弁護士の後見活動、身上監護の実践 事例、コミュニケーション能力の向上</p> <p>(講師)</p> <p>医師、大学教授、弁護士、司法書士、社会保険労務士、社会福祉士 社会福祉協議会職員、市職員等</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>○市民後見人養成講座（基礎編）</p> <p>平成26年11月 市民後見人養成講座（基礎編）受講生募集開始</p> <p>平成27年1月17日 市民後見人養成講座（基礎編）開始（17名）</p> <p>平成26年3月28日 市民後見人養成講座（基礎編）終了</p> <p>○フォローアップ研修</p> <p>平成26年6月28日 1回目</p> <p>平成26年9月27日 2回目</p> <p>平成26年12月13日 3回目</p> <p>平成27年3月7日 4回目</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	川越市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人川越市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見推進のための検討会の開催</p>
事業内容	<p>(市民後見推進のため検討会を開催)</p> <p>平成25年度に引き続き、市民後見推進事業検討委員会を設置し、以下の検討を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民後見人のあり方に関すること ・ 市民後見人の養成に関すること ・ 市民後見人の活用に関すること ・ 市民後見人の支援体制に関すること ・ その他、市民後見人に関する必要事項について <p>(委員構成)</p> <p>学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、川越市民生委員児童委員協議会連合会、川越市で構成</p> <p>計7名</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>第1回 平成26年6月18日開催</p> <p>第2回 平成26年12月19日開催</p> <p>第3回 平成27年3月6日開催予定</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	川越市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人川越市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見人の周知のための講演会の開催</p>
事業内容	<p>(市民後見推進事業公開講座の開催)</p> <p>「地域における市民後見人の役割」をテーマに大森三起子弁護士による講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 市内在住の方 ※終了後に市民後見人養成講座（基礎編）の説明会を実施
事業スケジュール (予定を含む)	平成26年11月15日 市民後見推進事業公開講座開催（参加者32名）
備考	

平成26年度 「市民後見人養成講座(基礎編)」 募集要項



平成26年度市民後見人養成講座（基礎編） 募集要項

- 1 目的 誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症、精神障害等により判断能力が不十分な人が成年後見制度を適切に利用できるしくみづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、地域における権利擁護の推進を図ることを目的とする。
- 2 開催日時 平成27年 1月17日（土）～ 3月28日（土）
午前9時～午後4時（※一部日程を除く）
※ 詳細については「平成26年度市民後見人養成講座（基礎編） 日程」をご確認ください。
- 3 会場 川越市総合福祉センター（オアシス） 第1研修室
- 4 内容 別紙「平成26年度市民後見人養成講座（基礎編） 日程」のとおり
- 5 対象 市内在住の20歳以上の方
- 6 定員 20名
- 7 受講料 無料。但し、テキスト代として6,000円程度の実費が必要となります。
- 8 申し込み 本募集要項の内容をご確認のうえ、往復ハガキ（1人1枚）に「市民後見人講座（基礎編）受講希望」と明記し、郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号・性別を記入のうえ、下記消印有効日に間に合うよう日常生活支援係へ郵送してください。なお、応募はお一人様一通でお願いします。
返信ハガキにて、抽選結果などの諸連絡を行いますので、必ず往復ハガキでお申込みください。
<宛先> 〒350-0036
川越市小仙波町2-50-2
川越市社会福祉協議会 日常生活支援係
※ 応募者多数の場合は抽選となります。
- 9 締切 **平成26年11月30日（日）消印有効**
- 10 その他 ・「市民後見人養成講座（基礎編）」全単位数の80%以上出席された方を対象に、**平成27年度中に「市民後見人養成講座（実践編）」の開催を予定しております。**
・**今年度「市民後見人養成講座（実践編）」は開催いたしません。**
・本講座は、市民後見に必要な知識を習得するための講座であり、受講した事により成年後見人等を受任できる事をお約束するものではありません。また、成年後見人等を受任した場合の報酬は、低額であり社会貢献的な要素が強い制度となっております。
- 11 問い合わせ 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
地域福祉課 日常生活支援係
〒350-0036
川越市小仙波町2-50-2
電話049-225-5703（代表）
FAX049-226-7666

本講座を開催するにあたり、説明会を行います。説明会への出席は参加申込に際しての必須参加条件ではありませんが、申込を検討されている方は是非、ご参加ください。
開催日時は、平成26年11月15日（土）午後2時から川越市医師会館講堂で開催されます、川越市市民後見推進事業「公開講座」終了後に行います。予約は不要です。直接会場にお越しください。

市民後見推進事業「市民後見人養成講座（基礎編）」 日程

開催日	時間	会場	単位	科目
レポート提出			1	志望動機書（エントリーシート）
1月17日（土）	9:00～9:15	総合福祉センター 第一研修室	0	開講式
	9:15～9:50		1	成年後見概論①
	10:00～10:50		1	成年後見概論②
	11:00～11:50		1	グループワーク①
	13:00～13:50		1	法定後見制度概論①
	14:00～14:50		1	法定後見制度概論②
	15:00～15:50		1	法定後見制度概論③
1月31日（土）	9:00～9:50	総合福祉センター 第一研修室	1	市民後見概論①
	10:00～10:50		1	市民後見概論②
	11:00～11:50		1	成年後見制度と市町村責任
	13:00～13:50		1	後見倫理①
	14:00～14:50		1	後見倫理②
	15:00～15:50		1	地域福祉・権利擁護の理念 （日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業）
2月14日（土）	9:00～9:50	総合福祉センター 第一研修室	1	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎① ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度～
	10:00～10:50		1	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎② ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度～
	11:00～11:50		1	税務申告制度 等
	13:00～13:50		1	家族法・財産法①
	14:00～14:50		1	家族法・財産法②
	15:00～15:50		1	家族法・財産法③
2月28日（土）	9:00～9:50	総合福祉センター 第一研修室	1	介護保険・高齢者施策への取組状況
	10:00～10:50		1	介護保険制度①
	11:00～11:50		1	介護保険制度②
	13:00～13:50		1	高齢者施策／高齢者虐待防止法
	14:00～14:50		1	地域福祉への取組状況
	15:00～15:50		1	社会資源
3月14日（土）	13:00～13:50	総合福祉センター 第一研修室	1	高齢者・認知症の理解①
	14:00～14:50		1	高齢者・認知症の理解②
	15:00～15:50		1	高齢者・認知症の理解③
3月28日（土）	9:00～9:50	総合福祉センター 第一研修室	1	障害者の理解①
	10:00～10:50		1	障害者の理解②
	11:00～11:50		1	障害者の理解③
	13:00～13:50		1	障害者施策／障害者虐待防止法
	14:00～14:50		1	障害者施策への取組状況
	15:00～16:20		1	グループワーク②
	16:30～16:50		0	閉講式
レポート提出			1	市民後見人像について

※ 内容・日程が変更になる場合があります。

「地域における市民後見人の役割」



「後見制度」とは、地域に暮らす高齢者や障害のある方々の中で判断能力の低下された方が、いつまでもその方らしい生活を送れるように保護し、支援する制度です。「後見人」はご本人に代わって財産の管理や、生活に必要な福祉サービスの調整等を行います。

しかし、高度高齢社会の到来に伴い、後見人の担い手が不足しているのが現状です。そのような状況の中で、養成を受けた市民の方による「市民後見人」の地域での活躍に期待が高まっています。

 **開催日時** 平成26年11月15日（土） 午後2時～4時30分

 **会場** 川越市医師会館 4階 講堂（川越市小仙波町2-53-1）

※総合福祉センター（オアシス）向い

 **テーマ** 「地域における市民後見人の役割」

 **講師** 弁護士 大森 三起子 氏

- ・大森三起子法律事務所 代表
- ・埼玉弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター
「しんらい」委員
- ・さやま成年後見センター運営委員会 委員長
- ・飯能市市民後見推進審議会 副委員長
- ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会
市民後見推進事業検討委員会 委員
- ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会
法人後見運営委員会 委員



 **対象** 川越市民の方

 **参加費** 無料

 **定員** 100名（当日先着順）

 **問い合わせ** 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

地域福祉課 日常支援係

電話：049-225-5703（代）

受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

※ お車でのお越しの際には、総合福祉センター（オアシス）の駐車場をご利用ください。

※ 公開講座終了後、平成27年1月17日開講の川越市市民後見推進事業「市民後見人養成講座（基礎編）」の説明会を行います。（30分程度）



川越市社協のキャラクター
福っくらちゃん